



特許証  
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第4996466号  
(PATENT NUMBER)

発明の名称  
(TITLE OF THE INVENTION)

携帯電話／PDA通信システム

特許権者  
(PATENTEE)

アメリカ合衆国 33469-3504 フロ  
リダ、ジュピター インレット コロニー、  
ライトハウス ドライブ 92  
国籍 アメリカ合衆国  
ベイラー、マルコム、ケー.、ジュニ  
ア

発明者  
(INVENTOR)

ベイラー、マルコム、ケー.、ジュニ  
ア

出願番号  
(APPLICATION NUMBER)

特願2007-532560

出願日  
(FILING DATE)

平成17年 9月19日(September 19, 2005)

登録日  
(REGISTRATION DATE)

平成24年 5月18日(May 18, 2012)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

特許庁長官  
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

平成24年 5月18日(May 18, 2012)

岩井良行

岩井良行

特許証送付先

住所

〒140-0002

東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王  
洲セントラルタワー特許業務法人 浅村特許

事務所

氏名 浅村皓

様

特許料の納付について

特許料納付期限日

- 特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。

- 第4年以降の各年分の特許料は、登録日（出願公告を経て特許になった場合は、公告日）の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。

- 納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。

- 追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。

- 追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

- 特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ  
<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

(注)

納付期限日が行政機関の休業日であるときは、その日の翌日となります。

問い合わせ先 出願支援課登録室

電話 03(3581)1101

特許担当 内線 2708